

## 「特許横取り」の容疑で遺伝子はさみの碩学キム・ジンス前団長、2審宣告猶予

ニュース1 (2022.2.17)

### 「業務上背任などの容疑すべて不成立」1審無罪に検察控訴 控訴審裁判部「一部有罪と認められるが社会貢献を考慮」

遺伝子はさみ特許を横取りした容疑などで裁判にかけられ、1審で無罪を宣告されたキム・ジンス前基礎科学研究院(IBS)遺伝体矯正研究団長が、控訴審で懲役刑の宣告を猶予された。

大田地裁刑事控訴4部(裁判長:ソ・ジェグク)は16日、業務上背任の詐欺などの容疑で起訴されたキム前団長(57)に対して原審を破棄し、懲役1年の実刑宣告を猶予した。

これに先立ち、1審裁判部は、ソウル大学及びIBSに対するキム前団長の業務上背任及び詐欺、研究費の不当使用などの容疑がすべて認められないとしたが、控訴審裁判部は公訴事実の一部を有罪と認めた。

そこで、量刑基準に従って懲役1年刑の宣告を決定したが、キム前団長が関連技術の碩学として社会に寄与した点などを考慮して、刑の宣告を猶予することに決定した。

控訴審裁判部は、「キム前団長の当時の地位や、犯行のための虚偽書類を提出した点などを見ると、研究費の不当使用や業務上背任など一部の公訴事実が有罪と認められ、非難の可能性はある」とし、「ただし、欲深さによる犯行とみられ、研究とは無関係には使用しておらず、被害をすべて回復した点は有利な情状」と判示した。

続いて、「被告が韓国に残って未来社会を導いていく研究に持続的に邁進してほしい」と付け加えた。

キム前団長と共に起訴されたツールゼン研究所長A氏(42)はこの日、1審と同様に無罪を宣告された。

これに先立ってキム前団長は、1審無罪宣告当時、複雑で専門的な事件であり、裁判部では苦勞が多かった。」とし、「公正で正義ある判決を下してくれたことに感謝する」と所感を明らかにしている。